

議案第54号

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

墨田区コミュニティ住宅条例（平成2年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「事業地区」を「墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）第3条に規定する緊急対応地区」に改め、同条第4項中「前3項」を「第1項及び前項」に改める。

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

（提案理由）

不燃建築物への建替えや木造住宅の耐震改修等を促進するため、コミュニティ住宅の一時使用をすることができる者の居住範囲を墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例に定める緊急対応地区に拡大する必要がある。